

第139回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2018年6月22日（金曜日）午前10時

受付開始 午前9時

開催場所

住友不動産神田ビル3階 ベルサール神田

東京都千代田区神田美土代町7番地

議案

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額
及び内容決定の件
- 第6号議案 監査役の報酬額改定の件



株主の皆さまへ



代表取締役社長

田村博之

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第139回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、2026年の創業360周年を見据えた「ユアサビジョン360」実現の第1ステージとして、3カ年の中期経営計画「Growing Together 2020」をスタートさせ、計画達成に向けた諸施策に取り組んでおります。

今期におきましては、急激な市場変化を絶好のチャンスと捉え、新市場・新分野への挑戦を開始するなど、計画達成に向け着実に布石を打ってまいりました。

「誠実と信用」「進取と創造」「人間尊重」の企業理念のもと、「Growing Together 2020」では「コア事業の機能強化」「成長事業の再強化」を追求し「経営基盤の強化」を進め、「ユアサビジョン360」で掲げる業界トップレベルの収益構造を持つ複合専門商社グループへの成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

2018年6月

経営理念

ユアサ商事グループは、地球環境との調和を機軸として、世界のいかなる国、地域においても双利共生の関係を重視し、企業活動を通じて、より人間らしい豊かな社会づくりに貢献します。

誠実と信用

ユアサ商事グループは、世界の多様な民族、宗教、文化、習慣、制度に対する認識と理解の上に、公正かつ堅実・誠実な活動を通じて、信頼され認められる企業の確立に努めます。

進取と創造

ユアサ商事グループは、事業領域を弾力的かつ社会のニーズによつて的確に把握し、イノベーションを志向する先進企業集団の形成を目指します。

また、優れた技術・製品の導入及びシステム、サービスの開発を行い、専門分野に精通した部門あるいはグループ企業を通じて、無駄のない合理的な方法によって、顧客の皆さまに満足を提供します。

人間尊重

ユアサ商事グループは、社員の個性と権利を尊重するとともに、相互信頼と協調の精神に立脚した組織とルールのもとに、起業家精神と革新的な発想を追求し、実践できる職場環境の形成に注力します。社員は、各自の目標と責任を明確にし、成果を追求するとともに、事業活動において創造性を発揮することによって経営を分担します。会社は、活動の成果に対しては成果配分を徹底し、社員の貢献に応えます。

目次

第139回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役10名選任の件	5
第2号議案 監査役3名選任の件	10
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	12
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	14
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	14
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	20
添付書類	21
事業報告	21
1. 企業集団の現況に関する事項	21
2. 会社の株式に関する事項	38
3. 会社役員に関する事項	39
4. 会計監査人の状況	43
5. 会社の体制及び方針	44
連結計算書類	52
連結貸借対照表	52
連結損益計算書	53
連結株主資本等変動計算書	54
計算書類	55
貸借対照表	55
損益計算書	56
株主資本等変動計算書	57
監査報告書	58

株 主 各 位

証券コード8074
2018年6月1日

東京都千代田区神田美土代町7番地
ユアサ商事株式会社
代表取締役会長 佐藤 悦郎

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年6月21日（木曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。
敬 具

記

1. 日 時	2018年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル3階 ベルサール神田 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第139期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第139期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 第6号議案 監査役の報酬額改定の件
4. 議決権の行使についてのご案内	次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

●事業報告の会社の新株予約権等に関する事項、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第14条の定めに従い、以下の当社ホームページに掲載しておりますので添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、以下の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ホームページ >> <http://www.yuasa.co.jp>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

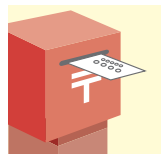
株主総会にご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご押印は不要です)

▶ 株主総会開催日時 2018年6月22日(金曜日) 午前10時
▶ 株主総会開催場所 住友不動産神田ビル 3階 ベルサール神田

株主総会にご出席いただけない方



郵送(書面)による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限 2018年6月21日(木曜日) 午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
ユアサ電機株式会社 敬中
株主 敬啓
2018年6月22日
本日はお集まりいただきありがとうございます。議決権行使のお願いです。
「賛」：賛成を、「否」：否決を、「賛」：一部を賛成とする場合の「賛」を記入してください。
※「賛」は「賛」の欄に記入してください。

議案	賛	否
第1号		
第2号		
第3号		
第4号		
第5号		
第6号		

ユアサ電機株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	賛	否
第1号		
第2号		
第3号		
第4号		
第5号		
第6号		

【第1号及び第2号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 “賛” を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 “否” を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 “賛” を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

【第3号、第4号、第5号及び第6号議案】

- 賛成の場合 “賛” を○で囲んでください。
- 否認する場合 “否” を○で囲んでください。

※各議案につきましては、賛否の記載が無い場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主総会参考書類－議案及び参考事項

第1号議案

取締役10名選任の件

現任の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を目的に新任取締役1名及び社外取締役2名を含む、取締役10名の選任をお願いするのであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	さとう えつろう 佐藤 悦郎（1946年7月24日生）	所有する当社の株式数	29,600株
-------	---	--------------------------------	------------	---------



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 当社入社
1999年 4月 当社機械エンジニアリング本部長
2003年 6月 (株)国興代表取締役社長
2004年 6月 当社取締役執行役員機電カンパニープレジデント
2005年 4月 当社取締役執行役員工業マーケティング事業本部長
2005年 6月 当社常務取締役執行役員工業マーケティング事業本部長
2007年 4月 当社常務取締役執行役員社長特別補佐
2007年 6月 当社代表取締役社長執行役員
2017年 4月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤悦郎氏は、当社代表取締役社長などを歴任し、2017年4月に当社代表取締役会長に就任以来、長年にわたり優れた経営手腕を発揮しており、安定的な収益体制の構築、財務体質の改善に貢献しております。また、コーポレート・ガバナンスをはじめとする豊富な知見と経験を有しており、今後も当社及び当社グループの発展並びにコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	2	たむら ひろゆき 田村 博之（1959年7月16日生）	所有する当社の株式数	4,700株
-------	---	--------------------------------	------------	--------



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
1997年 4月 YUASA MECHATRONICS (M) SDN. BHD.社長
2000年 3月 YUASA WARWICK MACHINERY LTD.社長
2007年 4月 当社ファクトリーソリューション本部長
2009年 4月 当社執行役員ファクトリーソリューション本部長
2010年 6月 当社取締役執行役員海外事業推進担当兼ファクトリーソリューション本部長
2013年 6月 当社常務取締役執行役員海外事業推進担当兼ファクトリーソリューション本部長
2014年 4月 当社常務取締役執行役員工業マーケット事業本部長兼海外事業推進担当兼ファクトリーソリューション本部長
2016年 4月 当社専務取締役執行役員工業マーケット事業本部長兼海外事業推進担当
2017年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

田村博之氏は、取締役執行役員工業マーケット事業本部長などを歴任し、産業機器部門及び工業機械部門を熟知するとともに、当社海外子会社の代表及び海外事業推進担当取締役を務めるなど、海外事業においても豊富な経験と実績を有しております。また、2017年4月に当社代表取締役社長に就任以来、優れた経営手腕を発揮しており、今後も当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	3	さ の き はる お 佐野木 晴生 (1955年3月9日生)	所有する当社の株式数	3,500株
-------	---	-----------------------------------	------------	--------



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2007年 4月 当社機械エンジニアリング本部次長
2011年 4月 当社執行役員機械エンジニアリング本部長
2013年 6月 当社取締役執行役員機械エンジニアリング本部長
2015年 4月 当社取締役執行役員経営管理部門副統括兼総務部長
2017年 4月 当社常務取締役執行役員経営管理部門統括兼地域・グループ担当兼輸出管理委員会委員長兼倫理・コンプライアンス委員会委員長兼内部統制委員会委員長
2018年 4月 当社専務取締役執行役員経営管理部門統括兼地域・グループ担当兼輸出管理委員会委員長兼倫理・コンプライアンス委員会委員長兼内部統制委員会委員長（現任）

取締役候補者とした理由

佐野木晴生氏は、取締役執行役員機械エンジニアリング本部長として工業機械部門を熟知するとともに、専務取締役執行役員経営管理部門統括として、当社及び当社グループのガバナンス強化並びに経営基盤の強化に取り組み、豊富な経験と実績を有しております。今後もその知見を当社及び当社グループの発展のために活かしていただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	4	た な か けんいち 田中 謙一 (1958年10月9日生)	所有する当社の株式数	3,400株
-------	---	-----------------------------------	------------	--------



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2007年10月 当社プラント事業部長
2008年 4月 当社建築設備本部次長
2010年 4月 当社執行役員建築設備本部長
2011年 4月 当社執行役員東部住環境本部長
2014年 6月 当社取締役執行役員東部住環境本部長
2017年 4月 当社取締役執行役員住環境マーケット事業本部長兼建設事業統括兼東部住環境本部長
2017年 6月 当社常務取締役執行役員住環境マーケット事業本部長兼建設事業統括兼東部住環境本部長
2018年 4月 当社常務取締役執行役員住環境マーケット事業本部長兼建設事業統括（現任）
（重要な兼職の状況）ユアサクオビス㈱代表取締役会長（非常勤）
ユアサプライムス㈱代表取締役会長（非常勤）

取締役候補者とした理由

田中謙一氏は、常務取締役執行役員東部住環境本部長などを歴任し、常務取締役執行役員住環境マーケット事業本部長として住設・管材・空調部門を熟知し、豊富な経験と実績を有しております。今後も住環境分野全般的な事業強化の一翼を担っていたべくとともに、当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	5	た か ち お と し ゆ き 高知尾 敏之 (1956年5月21日生)	所有する当社の株式数	1,300株
-------	---	---	------------	--------



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
2006年10月 ユアサ産業機器販売(株) (現ユアサプロマテック(株)) 代表取締役社長
2010年 5月 (株)国興代表取締役社長
2012年 4月 当社執行役員 (株)国興代表取締役社長
2016年 6月 当社取締役執行役員工業マーケット事業本部副事業本部長兼(株)国興代表取締役社長
2017年 4月 当社取締役執行役員工業マーケット事業本部長兼海外事業推進担当 (現任)
(重要な兼職の状況) (株)国興代表取締役会長 (非常勤)

取締役候補者とした理由

高知尾敏之氏は、当社子会社である(株)国興の代表取締役社長などを歴任し、取締役執行役員工業マーケット事業本部長並びに海外推進担当として、産業機器部門及び工業機械部門を熟知し、豊富な経験と実績を有しております。今後も工業分野全般の事業強化の一翼を担っていただくとともに、当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	6	す ず き み ち ひ ろ 鈴木 道広 (1957年3月31日生)	所有する当社の株式数	1,400株
-------	---	--------------------------------------	------------	--------



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
2009年 4月 ユアサ R & S (株)代表取締役社長
2011年 4月 当社建機本部長
2013年 4月 当社執行役員建機本部長
2015年 4月 当社執行役員北関東支社長
2016年 4月 当社執行役員建設マーケット事業本部長
2016年 6月 当社取締役執行役員建設マーケット事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

鈴木道広氏は、建機本部長などを歴任し、取締役執行役員建設マーケット事業本部長として、建設機械部門及び建築・エクステリア部門を熟知し、豊富な経験と実績を有しております。今後も建設分野全般の事業強化の一翼を担っていただくとともに、当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	7	た かはし の りよし 高橋 宣善 (1955年7月3日生)	所有する当社の株式数	2,600株
-------	---	-----------------------------------	------------	--------



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2006年 4月 当社総務部次長
2008年 6月 当社総務部長
2012年 4月 当社執行役員総務部長
2014年10月 当社執行役員総合企画部長兼営業支援室長
2017年 4月 当社執行役員経営管理部門副統括兼総合企画部長兼営業支援室長兼 I T 基盤推進室長
2017年 6月 当社取締役執行役員経営管理部門副統括兼総合企画部長兼営業支援室長兼 I T 基盤推進室長 (現任)

取締役候補者とした理由

高橋宣善氏は、経営管理部門長として総務部長などを歴任し、取締役執行役員経営管理部門副統括並びに総合企画部長として、経営基盤強化に取り組むなど優れたマネジメント能力を有しております。今後もその知見を当社及び当社グループの発展のために活かしていただくことが適当と判断し、候補者といたしました。

候補者番号	8	ひろ せ かおる 広瀬 薫 (1964年10月14日生)	所有する当社の株式数	100株
-------	---	---------------------------------	------------	------



新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2014年10月 当社建設事業統括 Y E S 部長
2017年 4月 当社住環境マーケット事業本部 Y E S 部長
2017年10月 当社住環境マーケット事業本部東部・西部住環境本部次長
2018年 4月 当社執行役員住環境マーケット事業本部東部住環境本部長兼建設事業統括補佐 (現任)

取締役候補者とした理由

広瀬薫氏は、当社住環境マーケット事業本部東部・西部住環境本部次長などを歴任し、執行役員住環境マーケット事業本部東部住環境本部長として、住宅・管材・空調部門を熟知し、豊富な経験と実績を有しております。今後は取締役として住環境分野全般の事業強化の一翼を担っていただくとともに、当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者といたしました。

候補者番号	9	まえだ しんぞう 前田 新造 (1947年2月25日生)	所有する当社の株式数 取締役会への出席状況	0株 13回/14回
-------	---	---------------------------------	--------------------------	---------------



再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月 (株)資生堂入社
2003年 6月 同社取締役執行役員経営企画室長
2005年 6月 同社代表取締役執行役員社長
2011年 4月 同社代表取締役会長
2013年 4月 同社代表取締役会長兼執行役員社長
2014年 4月 同社代表取締役会長
2014年 6月 同社相談役（現任）
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2015年 9月 (株)東芝社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）(株)資生堂相談役 (株)東芝社外取締役

社外取締役候補者とした理由

前田新造氏は、企業人として(株)資生堂代表取締役会長などを歴任するとともに各公職を務めるなど、グローバル企業の経営者及び識者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社及び当社グループ会社は(株)資生堂及びその連結子会社との間には取引関係等はありません。また、(株)東芝及びその連結子会社との間で電気機器等の売買などの取引がありますが、その取引額は当社の当期連結売上高の1%未満及び(株)東芝の2018年3月期の連結売上高の1%未満であり、前田新造氏は独立性を有していると判断しております。なお、その他の兼職先との取引関係等はありません。

候補者番号	10	はいもと えいぞう 灰本 栄三 (1951年10月5日生)	所有する当社の株式数 取締役会への出席状況	0株 14回/14回
-------	----	----------------------------------	--------------------------	---------------



再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 (株)イチネン（現(株)イチネンホールディングス）入社
2001年 6月 同社取締役
2005年 7月 同社取締役常務執行役員
2011年 4月 (株)タイホーコーザイ（現(株)イチネンケミカルズ）代表取締役専務執行役員
2012年 9月 (株)ジコー（現(株)イチネンジコー）代表取締役社長（現任）
2013年 6月 当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）(株)イチネンジコー代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

灰本栄三氏は、(株)イチネン（現(株)イチネンホールディングス）取締役常務執行役員及び(株)イチネンジコー代表取締役社長などを歴任しており、当社業界の状況にも精通するとともに、企業経営における豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は、(株)イチネンホールディングスの事業会社である(株)イチネン、(株)イチネンジコー及び(株)イチネンTASCO等との間で、当社及び当社グループ会社が使用する業務用自動車の賃借及び自動車・機械等の売買などの取引がありますが、その取引額は当社の当期連結売上高の1%未満及び(株)イチネンホールディングスの2018年3月期の連結売上高の2%未満であり、灰本栄三氏は独立性を有していると判断しております。

- (注) 1 前田新造氏は、(株)東芝の社外取締役を務めており、当社は(株)東芝及びそのグループ会社との間に取引関係があります。また、灰本栄三氏は、(株)イチネンホールディングスの事業会社である(株)イチネンジコーの代表取締役社長を務めており、当社は(株)イチネンホールディングスの事業会社との間に取引関係があります。いずれも兼職先と当社との間に取引関係はありません。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしております。なお、他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 YUASA WARWICK MACHINERY LTD.は2008年9月に保有株式を全て売却いたしました。
- 3 ユアサR&S(株)は2011年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
- 4 前田新造及び灰本栄三の両氏は社外取締役候補者であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
- 5 灰本栄三氏は、当社の子会社であったユアサオートリクス(株)（2010年3月31日解散）の監査役を2003年6月から2010年3月まで務めておりました。
- 6 前田新造及び灰本栄三の両氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間はそれぞれ3年及び5年です。
- 7 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は前田新造及び灰本栄三の両氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役宮崎明夫氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役水町一実及び下村英紀の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者3名は、いずれも監査役宮崎明夫氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1	みずま ち かずみ 水町 一実 (1954年3月19日生)	所有する当社の株式数	4,800株
-------	---	----------------------------------	------------	--------



再 任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2004年 4月 当社関連事業部長
2007年 4月 当社執行役員関連事業部長
2011年 6月 当社取締役執行役員関連事業部長
2014年 6月 当社常勤監査役（現任）

■ 監査役候補者とした理由

水町一実氏は、当社の経理部門、当社及び子会社の経営管理部門で長年にわたる経理業務、経営管理業務に関する経験及び当社常勤監査役としての実績を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものと判断し、候補者いたしました。

候補者番号	2	ふるもと よしゆき 古本 好之 (1958年12月8日生)	所有する当社の株式数	3,300株
-------	---	----------------------------------	------------	--------



新 任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2011年 6月 当社審査部長
2016年 6月 当社執行役員審査部長
2018年 4月 当社執行役員社長特別補佐（現任）

■ 監査役候補者とした理由

古本好之氏は、当社の審査部長として長年にわたる経営管理業務に関する経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものと判断し、候補者いたしました。

候補者番号	3	ほんだ みつひろ 本田 光宏 (1961年7月7日生)	所有する当社の株式数	0株
-------	---	---------------------------------------	------------	----



新任

社外監査役候補者

独立役員

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 国税庁入庁
 2010年 7月 高松国税局総務部長
 2012年 7月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授（現任）
 2013年 5月 T O M A 税理士法人国際税務顧問（現任）
 2014年 4月 早稲田大学大学院非常勤講師（現任）
 2016年 3月 ローランド ディー．ジー．(株)社外監査役（現任）
 2016年 4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任）
 2017年 4月 公益財団法人租税資料館研究助成等選考委員（現任）
 2017年 8月 国際連合 国際租税協力専門家委員会委員（現任）

社外監査役候補者とした理由

本田光宏氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国税庁において、また大学院教授として培ってきた税務の専門家及びローランド ディー．ジー．(株)の社外監査役としての経験を有し税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものと判断し、社外監査役候補者となりました。なお、当社はローランド ディー．ジー．(株)と産業機器等の仕入取引がありますが、その取引金額は、当社の2018年3月期の連結売上高の1%未満及びローランド ディー．ジー．(株)の2017年12月期連結売上高の1%未満であり、本田光宏氏は独立性を有していると判断しております。

- (注) 1 水町一実、古本好之及び本田光宏の三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 本田光宏氏は、社外監査役候補者であり、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は本田光宏氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

	ますだ 増田 まさし 正志 (1949年4月20日生)	所有する当社の株式数 0株
--	---	-------------------------------------

略歴

再任

- 1980年11月
監査法人第一監査事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
- 1984年 3月
公認会計士登録
- 2012年 6月
新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）退職
- 2014年 4月
国立大学法人東京農工大学監事（非常勤）（現任）
- 2014年 6月
公益社団法人日本ユネスコ協会連盟監事（非常勤）（現任）
- 2016年 4月
国立研究開発法人国立がん研究センター監事（非常勤）（現任）
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター監事（非常勤）（現任）
- 2016年 8月
独立行政法人国立美術館監事（非常勤）（現任）
- 2017年 6月
当社 社外監査役の補欠監査役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

増田正志氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公的法人等の監事などを歴任し、公認会計士として豊富な経験と実績を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注)
1 増田正志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2 増田正志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3 当社は増田正志氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

【ご参考：第4号議案から第6号議案に係る役員報酬等改定の基本的考え方】

現在の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」「賞与」、株式報酬である「株式報酬型ストック・オプション」によって構成されております。取締役の金銭報酬については、2007年6月28日開催の第128回定時株主総会におけるご承認に基づき年額260百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としており、株式報酬型ストック・オプションについては、2008年6月27日開催の第129回定時株主総会におけるご承認に基づき、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額70百万円以内としております。

今般、当社では、昨今のコーポレート・ガバナンスコード策定の動き等による外部環境の変化及び当社経営環境の変化を踏まえ、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、中期経営計画に連動して支給される報酬として、従来の株式報酬型ストック・オプション制度に代わる新たな株式報酬制度の導入を検討するとともに、当該制度導入に伴い、各対象者の報酬水準についても、外部専門機関の調査データを参考として客観的なベンチマークを行い、役割・責務毎に見直しを検討いたしました。

上記検討を踏まえ、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬については、水準を引き上げるとともに、業績連動報酬である「賞与」及び株主の皆さまと利害を共有する「株式報酬」の構成比率を高める変更を行うことといたします。また、上記見直しに併せ、監査役の報酬についても経済情勢の変化等を勘案し、金銭報酬の上限額の改定を行うことといたします。

今後、さらなるコーポレートガバナンス強化のため、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定できるよう、任意の報酬諮問委員会の設置についても検討を進める予定です。

<取締役（社外取締役を除きます。）の報酬>

金銭報酬として、役位に応じた固定額を支給する基本報酬、毎年の連結経常利益の達成度及び前年からの伸び率等に応じて支給額が変動する賞与を支給いたします。なお、部門を所管する取締役については、賞与の変動要素として所管部門の状況等を勘案いたします。

株式報酬として、従来の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、役位及び中期経営計画の達成度に応じて支給株式数が変動する新たな株式報酬制度を導入いたします。

<社外取締役・監査役の報酬>

固定の金銭報酬である基本報酬のみを支給いたします。

以上により、後記の「第4号議案 取締役の報酬額改定の件」「第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」及び「第6号議案 監査役の報酬額改定の件」を提案するものであります。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

当社取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」「賞与」、株式報酬である「株式報酬型ストック・オプション」によって構成されており、金銭報酬については2007年6月28日開催の第128回定時株主総会におけるご承認に基づき年額260百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、株式報酬型ストック・オプションについては、2008年6月27日開催の第129回定時株主総会におけるご承認に基づき、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額70百万円以内としております。

今般、13頁記載の「役員報酬等改定の基本的考え方」に基づき、取締役（社外取締役を除きます。）の会社業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、取締役の金銭報酬にかかる報酬額を年額380百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）といたしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、業務執行から独立した立場である社外取締役に対しては、基本報酬のみを支給することといたします。

第1号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）となります。

第5号議案

取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下、本議案において同じ。）及び委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）の報酬は、「基本報酬」「賞与」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、新たに、当社の取締役等を対象に、当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いする取締役の報酬限度額（年額380百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されま
すと8名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は20名（ただし、現時点
で対象となる取締役を兼務しない執行役員は19名）であります。

また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対
する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する
可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容
を提案するものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、現行の株式報酬型ストック・オプションとしての報酬枠は廃止
し、取締役等に対して新規でのストック・オプションの付与は行わないものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を
通じて当社株式が取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当
社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度で
す。（詳細は下記（2）以降のとおりです。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。） ・ 当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度からなる対象期間を対象として拠出する金員の上限は、合計540百万円（ただし、2018年に設定する本制度は現行の中期経営計画の残りの期間である2事業年度を対象として合計360百万円）
本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記（2）及び（3）のとおり。）	・ 1事業年度当たりを取締役等に付与されるポイントの総数の上限は56,000ポイントであり、1事業年度当たりを取締役等に付与されるポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式の総数（2018年3月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.25% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定。なお、2018年に設定する本制度については、株式市場から取得するため、本制度による株式価値の希薄化は生じません

③業績達成条件の内容（下記（３）のとおり。）	・中期経営計画に掲げる会社業績指標（現行の中期経営計画では、連結売上高、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度等に応じて変動
------------------------	---

④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（４）のとおり。）	・原則として取締役等の退任時
-----------------------------------	----------------

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、中期経営計画に対応する連続する３事業年度（以下、「対象期間」といいます。）を対象とします。ただし、当社は現在2018年３月31日で終了する事業年度から2020年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であることから、2018年に設定する本制度においては、当該中期経営計画の期間に対応させるため、その残存期間である2019年３月31日で終了する事業年度と2020年３月31日で終了する事業年度の２事業年度を当初の対象期間とします。本（２）第４段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各中期経営計画の期間に対応した連続する３事業年度を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計540百万円（ただし、2018年に設定する本制度においては合計360百万円）を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間３年間（ただし、2018年に設定する本制度においては信託期間２年間とします。）の本信託を設定（本（２）第４段落の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）とします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（３）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を３年間延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計540百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、540百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（３）取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中、毎年所定の時期に以下の２種類のポイントが付与され、原則として取締役等の退任時に、それぞれのポイントの累積値（以下、「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

①役位に応じて定められたポイント（株式報酬型ストック・オプションの代替）

②役位に応じて定められたポイントで、対象期間の満了後に中期経営計画に掲げる会社業績指標（現行の中期経営計画では、連結売上高、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度等に応じ、当該対象期間に付与したかかるポイントの合計値の加減算を行うもの

なお、１ポイントは当社株式１株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、１ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり56,000ポイントを上限（対象期間の満了後に行う中期経営計画に掲げる会社業績指標の達成度等による加算が最大値となる場合を前提とした上限）とします。対象期間中に本信託が取得する株式数（以下、「取得株式数」といいます。）は、かかる年間付与ポイントの上限に相当する株式数（56,000株）に信託期間の年数３を乗じた数に相当する株式数（168,000株。ただし、2018年に設定する本制度においては信託期間の年数２を乗じた数に相当する112,000株）が上限となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記（２）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（４）取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記（３）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの50％に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となる場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

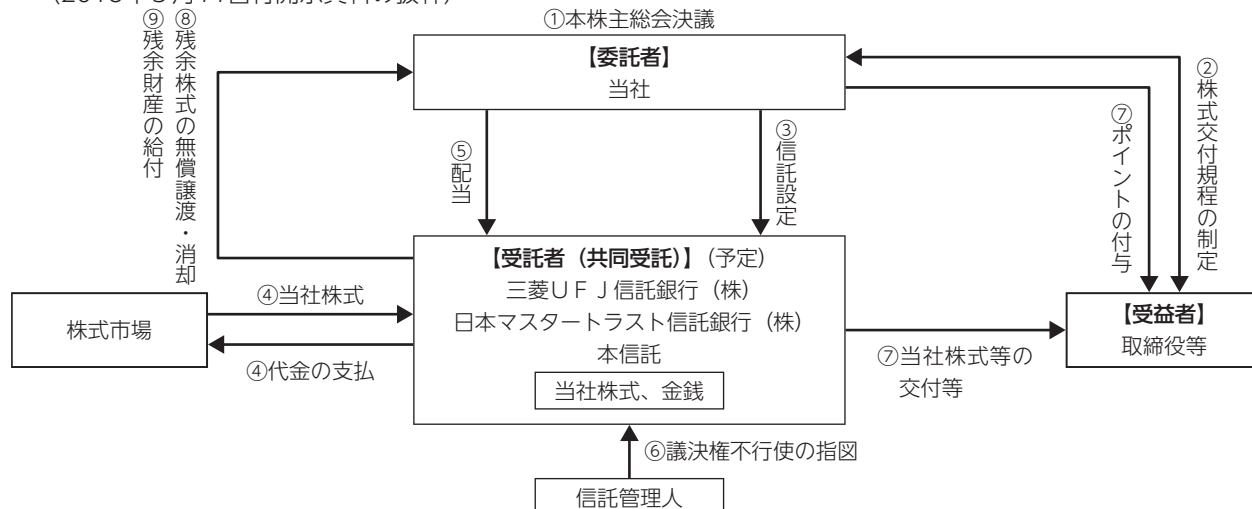
本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（19頁 2018年5月11日付開示資料の抜粋）をご参照ください。

(2018年5月11日付開示資料の抜粋)



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は、株式交付規程に従い一定のポイントの付与を受け、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイントに応じ、当社株式等の交付等が行われます。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度もしくはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役等会決議により消却を行うもしくは当該残余株式を株式市場にて換価した上で、当社及び取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

第6号議案

監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」、株式報酬である「株式報酬型ストック・オプション」によって構成されており、金銭報酬については2007年6月28日開催の第128回定時株主総会におけるご承認に基づき年額60百万円以内、株式報酬型ストック・オプションについては、2008年6月27日開催の第129回定時株主総会におけるご承認に基づき、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額15百万円以内としております。なお、2014年度から監査役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

今般、13頁記載の「役員報酬等改定の基本的考え方」に基づき、監査役の報酬は固定の金銭報酬である基本報酬のみとさせていただきます。また、経済状況や経営環境の変化等を勘案し、監査役の金銭報酬にかかる報酬額を年額80百万円以内といたしたいと存じます。

なお、監査役の独立性の強化、コーポレートガバナンスの向上を目的として、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬枠は廃止し、監査役に対して新規でのストック・オプションの付与は行わないものいたします。

第2号議案「監査役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）となります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

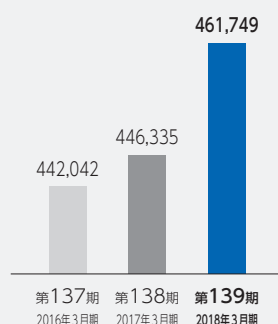
(1) 概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策や金融政策を背景に緩やかな景気の回復基調が続き、工場分野では、自動車や半導体関連産業を中心に工作機械などの新規・更新需要は堅調に推移しました。建設・住宅分野では、公共投資や民間投資による都市部を中心にした再開発事業などは引き続き堅調に推移しましたが、持家・貸家などを中心に新設住宅着工戸数は弱含みで推移しました。

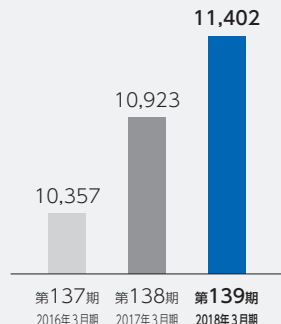
海外経済では、保護主義的な経済政策などの影響による不透明感がみられたものの、米国経済の着実な回復が続き、中国をはじめとしたアジア新興国においても設備投資需要は堅調に推移しました。

このような状況の中、当社は2026年の創業360周年を見据えた「コアビジョン360」を実現するための第1ステージとして3カ年の中期経営計画「Growing Together 2020」を策定し、計画達成に向けて取り組みました。中期経営計画では、「コア事業の機能強化」「成長事業の再強化」「経営基盤の強化」を基本方針とし、エンジニアリング、ロジスティクス、情報発信などのコア事業の機能強化に引き続き注力しながら、「成長事業の再強化」としてグローバル成長を目指す「海外事業」「ロボ(AI)&IoT事業」や電子商取引拡大に対応する「新流通事業」「環境・エネルギーソリューション事業」「レジリエンス&セキュリティ事業」の5分野を成長事業として、育成・強化に取り組みました。また、次なる成長事業の発掘・育成のために農業・介護医療分野への新市場開拓に向けた諸施策を推進いたしました。

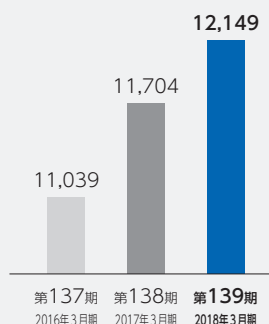
■ 連結売上高 (単位: 百万円)



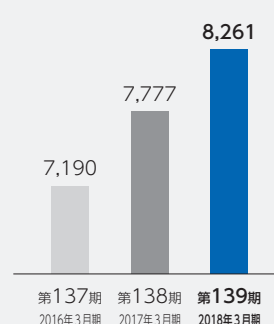
■ 連結営業利益 (単位: 百万円)



■ 連結経常利益 (単位: 百万円)



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位: 百万円)



本書に記載しておりますグラフ、写真、図表等はご参考情報です。

海外事業では、北米において新たな拠点を開設し販売体制の整備・強化を図るとともに、生産の自動化などの提案営業力強化に取り組みました。また、東南アジアエリアにおいては、工作機械や建設機械の拡販に加えて、JCM（二国間クレジット）制度等を活用した省エネ支援事業を推進するなど、環境エネルギー事業の拡大にも取り組みました。

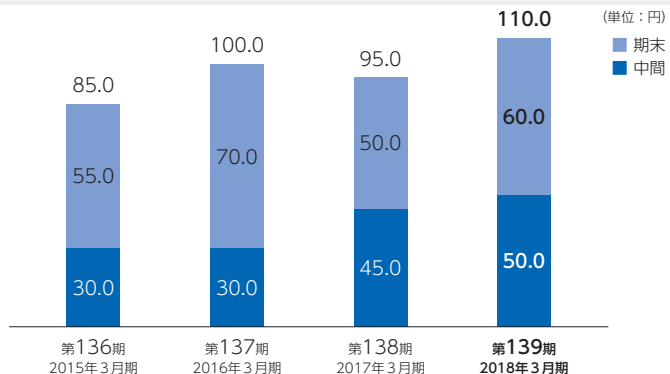
成長事業では、生産ラインの自動化提案などのシステムインテグレーション機能を強化し、産業用ロボットをはじめとしたロボ（AI）&IoT事業の強化に注力するとともに、環境・エネルギーソリューション事業では、環境・省エネに配慮したエネルギーの最適化を幅広く提案し、新商品・新システムの開発・拡販に努めました。レジリエンス&セキュリティ事業では、災害時にも活用できるソーラー街路灯をメーカーと共同開発するなどソリューション営業を展開し、事業活動を通じて安全・安心な社会インフラ作りに注力いたしました。また、電子商取引拡大に対応する新流通事業として、新たなECサイト「Growing Navi」の開発を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比3.5%増の4,617億49百万円となりました。利益面につきましては、営業利益が114億2百万円（前連結会計年度比4.4%増）、経常利益は121億49百万円（前連結会計年度比3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は82億61百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。自己資本当期純利益率（ROE）は12.2%（前連結会計年度は12.9%）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、以上の業績並びに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実などを勘案した上で、2018年5月11日開催の取締役会決議により、1株当たり10円増配し、60円とさせていただきます。この結果、年間配当金は2017年12月に実施した中間配当金50円と合わせて110円となり、連結での株主還元率は29.5%となります。

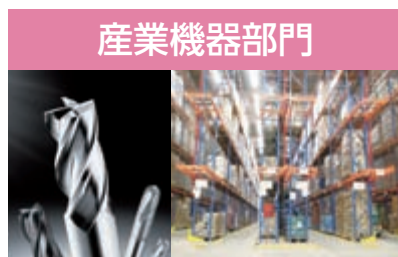
1 株当たり配当金の推移

- (注) 1. 当社は、2014年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。右記グラフは、2015年3月期期首に株式併合が行われたと仮定し、配当金の推移を表記していません。
2. 第137期期末配当金には、創業350周年記念配当金25円が含まれています。

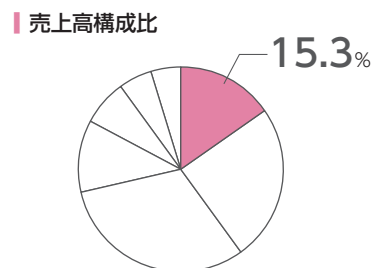
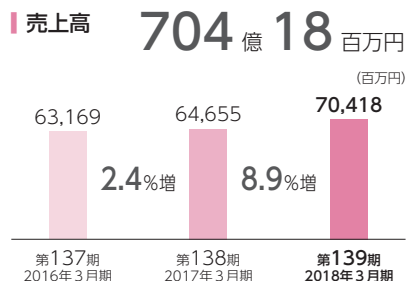


（２）部門別の営業の概況

部門別の営業の概況は次のとおりであります。



産業機器部門

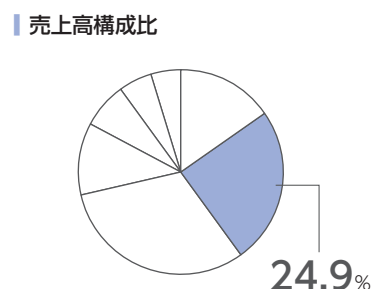
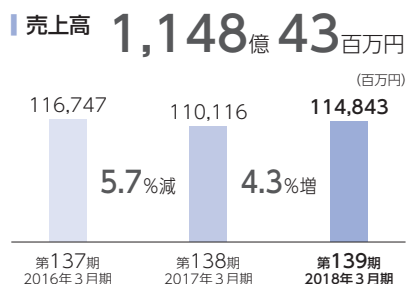


産業機器部門につきましては、自動車や半導体関連産業を中心に国内の工場稼働率は堅調に推移するとともに、食品や物流関連産業においても積極的な設備投資意欲がみられ、切削工具・測定器具・制御機器やロボットなどの需要は引き続き好調を維持しました。

このような状況の中、コンプレッサや制御関連機器などの環境・省エネ、安全に配慮した取扱商品の拡充、マテハン関連機器、ロボット、工作機械周辺機器の販売強化とともに、物流サービスの向上によるトレードビジネスの強化などに取り組みました結果、売上高は704億18百万円（前連結会計年度比8.9%増）となりました。



工業機械部門



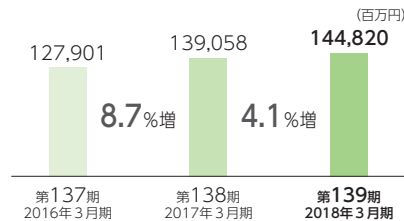
工業機械部門につきましては、国内において、自動車や半導体関連産業を中心とした積極的な設備投資意欲により、旺盛な工作機械需要がみられました。海外では、北米に加え中国や東南アジアにおいても景気回復が続ぎ、設備投資需要は好調に推移しました。

このような状況の中、好調な自動車、半導体、航空機関連産業を中心に、工場における「自動化」「環境・省エネ・省コスト」の提案営業力を強化し、工作機械やロボットの販売に注力しました。また、北米を中心に海外市場の営業基盤強化などに取り組みました結果、売上高1,148億43百万円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。

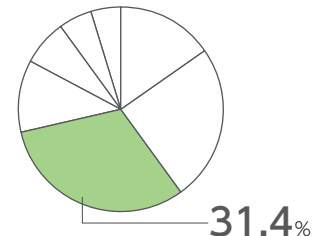
住設・管材・空調部門



売上高 1,448億20百万円



売上高構成比



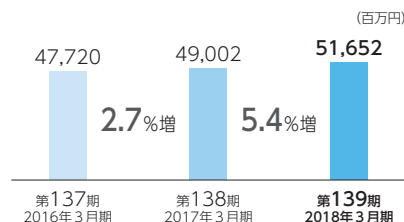
住設・管材・空調部門につきましては、持家を中心とした新設住宅着工戸数に弱い動きがみられましたが、マンションや戸建住宅のリフォーム需要向けの住宅設備機器や、非住宅分野の管材商品等の販売は堅調に推移しました。また、新エネルギー関連商品においては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の変更等により、太陽光パネルをはじめ、蓄電池・パワーコンディショナなどの周辺機器に需要の落ち込みがみられたものの、太陽光発電の出力制御ユニットを開発するなど新商材の拡販に努めました。

このような状況の中、空調機器など省エネ性能の高い機種の販売に注力するとともに、新エネルギー関連商品の拡販に取り組みました結果、売上高は1,448億20百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。

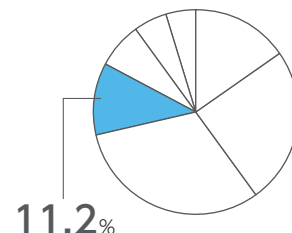
建築・エクステリア部門



売上高 516億52百万円



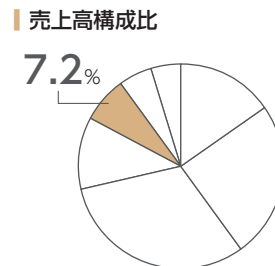
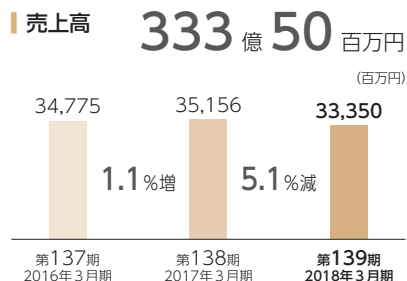
売上高構成比



建築・エクステリア部門につきましては、建設技能者不足や天候不順により一部で工期の遅れがみられたものの、商業・物流施設向けの景観エクステリア商材や、都市部における再開発事業などによるビル・マンション向けの金属建材需要は堅調に推移しました。また、インフラ整備をはじめとした公共工事により土木道路関連資材などの需要は底堅く推移しました。

このような状況の中、金属パネルなどの建築商材及び耐震・免震材や防災倉庫、ソーラー街路灯などのレジリエンス製品に加え、宅配ボックスの拡販に努めました結果、売上高は516億52百万円（前連結会計年度比5.4%増）となりました。

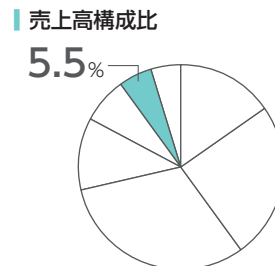
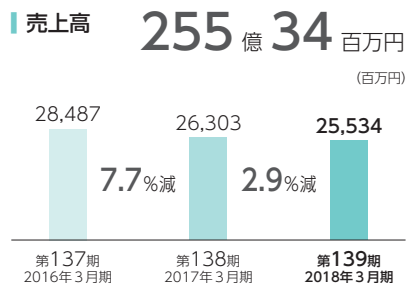
建設機械部門



建設機械部門につきましては、インフラ整備、災害復旧・復興工事等の公共工事や都市部を中心とした再開発事業により機械需要は伸長しましたが、当社が主力とするレンタル業者向け小型建設機械の設備投資需要は回復に遅れがみられました。

このような状況の中、国内では国土強靱化に対応した取扱商品の拡充や、ミニショベル・ローラーなどの土木・舗装機械、屋内作業向け高所作業車、小型機器などの拡販に努めるとともに、海外オークション事業向け商品の拡充や販売拡大に注力いたしました。海外では、東南アジア向けに、油圧ショベル、高所作業車などの建設機械の販売に注力いたしました結果、売上高は333億50百万円（前連結会計年度比5.1%減）となりました。

エネルギー部門

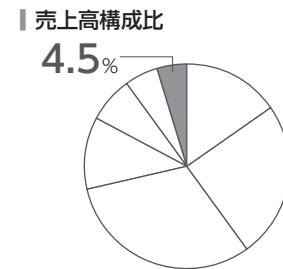
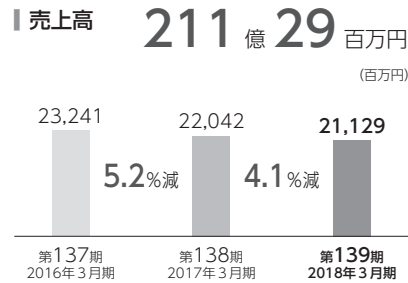


エネルギー部門につきましては、石油製品需要の減少が続く中、ガソリン・軽油などの小売り事業は堅調に推移しましたが、石油元売事業者の再編などにより市場環境が大きく変化し、厳しい販売状況が続きました。

このような状況の中、一般石油製品・潤滑油の新規開拓・拡販や新商材の販売に努めました結果、売上高は255億34百万円（前連結会計年度比2.9%減）となりました。



その他



その他の部門につきましては、消費財事業では、天候不順の影響を受け季節家電の販売は低迷したものの、調理家電などのプライベートブランドのラインナップ強化に努めました。

木材事業では、原産地の天候不順などの影響により価格の上昇や納期遅れがみられたものの、国内の需要は底堅く推移しました。この結果、その他の部門の売上高は211億29百万円（前連結会計年度比4.1%減）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電子商取引の新プラットフォーム構築をはじめとした情報システムの継続的な開発などを中心にリース資産を含めて総額11億52百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

該当事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

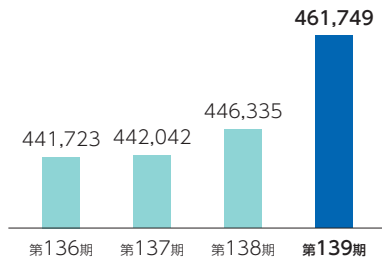
該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

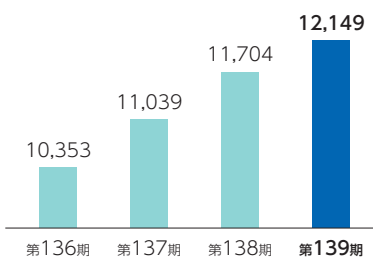
該当事項はありません。

8 財産及び損益の状況の推移

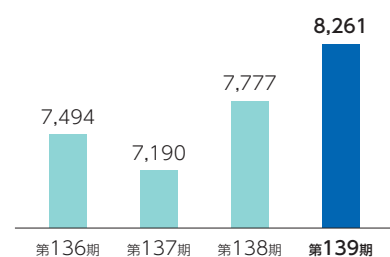
売上高 (単位：百万円)



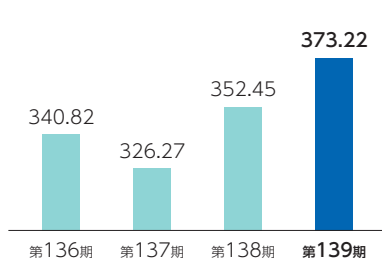
経常利益 (単位：百万円)



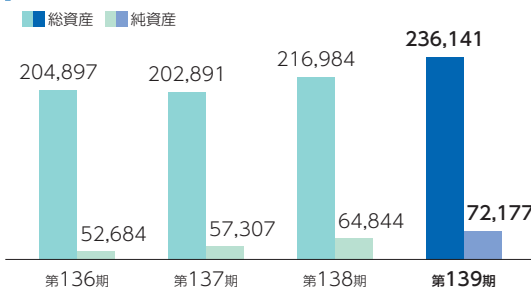
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産／純資産 (単位：百万円)



区分	第136期 (2015年3月期)	第137期 (2016年3月期)	第138期 (2017年3月期)	第139期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売上高 (百万円)	441,723	442,042	446,335	461,749
経常利益 (百万円)	10,353	11,039	11,704	12,149
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,494	7,190	7,777	8,261
1株当たり当期純利益 (円)	340.82	326.27	352.45	373.22
総資産 (百万円)	204,897	202,891	216,984	236,141
純資産 (百万円)	52,684	57,307	64,844	72,177

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。なお期中平均株式数は、自己株式及び第136期の野村信託銀行株式会社（ユアサ商事社員持株会専用信託口）が所有していた当社株式の数を控除して算出しております。
- 2 記載金額は、1株当たり当期純利益を除いて百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 3 2014年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第136期期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 第137期連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

9 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、人口減少による市場規模の縮小や少子高齢化による労働力不足が懸念されます。工作機械などの一部部品において納期の長期化の影響が見込まれるものの、設備投資意欲は企業業績の拡大を背景として堅調に推移するものと思われます。また、住宅向け再生可能エネルギー固定価格買取制度の期限切れによる蓄電池などの新エネルギー関連商品の需要増加や、東京オリンピック・パラリンピックなどにに向けたインフラ整備も本格化するなど緩やかな景気拡大の継続が期待されます。一方、海外では各国の経済政策による影響が懸念されるものの、米国や中国における経済成長は継続し、新興国においても景気の回復傾向が続くと見込まれます。

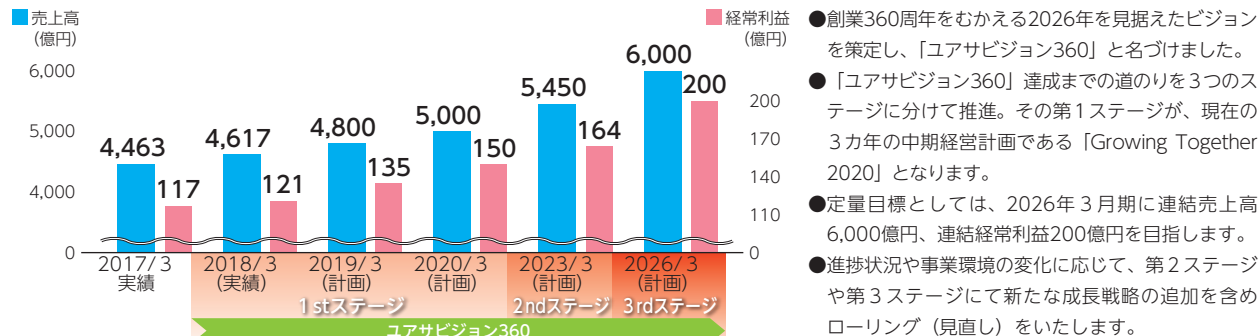
このような状況の中、当社グループはビジネスフィールドである「ものづくり」や「くらし」の分野におけるコーディネーター的存在として、ロボットの活用を含めた自動化・省人化の流れ、人工知能(AI)・IoTなどの情報技術の進化、EC(電子商取引)ビジネスのさらなる拡大、EV(電気自動車)・自動運転の急速な開発・進展などの環境変化を的確に捉え、これらを大きなビジネスチャンスとして迅速に対応してまいります。

当社は2026年の創業360周年を見据えた「ユアサビジョン360」実現のための第1ステージとして、2017年4月からの3カ年を対象とする中期経営計画「Growing Together 2020」を策定し、目標達成に向け諸施策に取り組んでおります。また、当社の経営理念のもと、企業価値を高め持続的成長・発展を目指し、ESGへの取組みを推進するとともに、持続可能な社会・環境の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)に対する関心・ニーズに応えるソリューション提案に取り組んでまいります。

ユアサビジョン360

業界トップレベルの収益構造を持つ複合専門商社グループへの成長を目指します。

「ユアサビジョン360」売上高・経常利益計画



YUASA LEGACY 350

Growing Together 2020

定量目標 (連結)

	2018年3月期 実績	2019年3月期 計画	2020年3月期 計画	2026年3月期 計画
売上高	4,617億円	4,800億円	5,000億円	6,000億円
営業利益	114億円	127億円	142億円	—
営業利益率	2.5%	2.6%	2.8%	—
経常利益	121億円	135億円	150億円	200億円
当期純利益	82億円	91億円	100億円	—
ROE	12.2%	—	12.2%	11.7%
株主還元率	29.5%	31.4%	33.0%以上	33.0%以上

Growing Together 2020の基本方針

中期経営計画「Growing Together 2020」の基本方針は、「コア事業の機能強化」「成長事業の再強化」「経営基盤の強化」の3つを定めております。

「コア事業の機能強化」では、既存機能の強化策としてエンジニアリング機能とロジスティクス機能を強化しつつ、新機能の開発として情報発信機能を強化いたします。「成長事業の再強化」では、新たにロボ（AI）&IoT事業、新流通事業を加えて再強化してまいります。「経営基盤の強化」では、人材育成、情報インフラ整備、自己資本の充実など財務の健全性維持、内部統制機能強化に注力するとともに、「ESG」「SDGs」の取組みに向けた体制を構築してまいります。

①コア事業の機能強化 ②成長事業の再強化 ③経営基盤の強化

ありたい姿

お取引先様と「ともに」成長分野・事業を開拓し、「ともに」成長する

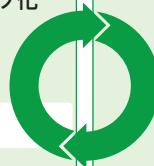
①コア事業の機能強化

既存機能の強化

- 【エンジニアリング機能】
自動化ライン対応力強化に向けたエンジニアリング機能強化
当社グループで対応できる工事種別のフルラインナップ化
- 【ロジスティクス機能】
ITを活用したロジスティクス機能の全国展開

新機能の開発

- 【情報発信機能】
業界トップレベルの商品検索サイトによる商品情報の発信
・2018年5月23日「Growing Navi」オープン



②成長事業の再強化

- 【海外事業】
・【東南アジア&米国】生産財販売事業でのシェア拡大
・【中国】自動化ライン対応力強化
・【東南アジア】環境エンジニアリング事業強化
・【東南アジア】建機販売事業強化
- 【ロボ（AI）&IoT】（※1）SI機能を発揮
- 【環境・エネルギーソリューション】（※2）ZEH分野に注力
- 【レジリエンス&セキュリティ】
セキュリティ&社会インフラ分野に注力
- 【新流通】販売先様との電子商取引事業の拡大
（※1）システム・インテグレーション （※2）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

③経営基盤の強化

- 人 材 育 成：次期マネジメント人材の選抜・採用・育成強化
：あるべき「働き方改革」の実行、多様な人材活用（女性活躍推進）
- 情報インフラ：業務の効率化と生産性向上のための情報インフラ整備
- 自己資本比率のさらなる充実 ●内部統制機能のさらなる強化
- 「ESG」「SDGs」の取組みに向けた体制構築

コア事業の機能強化

- ◆ エンジニアリング機能の強化
 - ロボットエンジニアリング機能、施工（工事）機能、メンテナンス機能強化、情報発信機能強化
- ◆ 営業力強化に向けた組織改革
 - ・物流トータルソリューション部を新設し、物流業界でのプレゼンス向上と売上拡大を目指す
 - ・スマートエネルギー部の全国展開により、太陽光発電・周辺機器の拡販に注力
- ◆ ロジスティクス機能の強化
 - 新ECサイト「Growing Navi」稼働後の在庫の充実、サービスの向上へ向け、ITを活用したロジスティクス機能の全国展開を図る
- ◆ M&Aの活用
 - コア事業の機能強化・シナジーの発揮や成長事業の競争力強化などを目的に積極的に検討

成長事業の再強化

◆ 海外事業の業績指標と主な実績・施策

海外事業の業績指標		主な実績・施策
		【主な実績】 （工業分野） ◆ ベトナムでの現地資本企業への販売拡大 ◆ 中国での工場用空気清浄機の拡販 ◆ 米国現地法人4カ所目の拠点設立（ニューイングランド支店） ◆ 生産の自動化などの提案営業力を強化し、産業用ロボットを拡販 （住環境分野） ◆ タイの現地法人を核に、エンジニアリング機能を活かした省エネ設備の納入 （建設分野） ◆ マレーシアの現地法人を核に、東南アジアで産業用レンタル商材や建設機械の販売を拡充
2020年3月期売上高目標	550億円	【施策】 ◆ 海外現地資本企業への販売体制の強化 ・海外戦略室を新設 ・海外駐在要員の選抜・育成制度新設 ・海外ローカル人材採用拡大や育成などの海外営業力を強化 ・海外現地資本企業向けの与信管理及びルール策定
2018年3月期売上高実績	333億円	

◆ ロボ（AI）& IoT事業の業績指標と主な実績・施策

ロボ（AI）& IoT事業の業績指標		主な実績・施策
2020年3月期売上高目標 50億円 2018年3月期売上高実績 40億円		【主な実績】 （ロボット） ◆ 生産ラインの自動化ニーズに応える産業用ロボットの販売に注力 ◆ 追従運搬ロボット、パワーアシストスーツの提案（IoT） ◆ 遠隔監視機能搭載ボイラーの販売 ◆ IoTと住宅設備機器を連携させたオリジナル商品の開発 【施策】 ◆ ロボットエンジニアリング㈱を中心とした機能の強化（システム提案・設計・構築・アフターサービス） ◆ 各種ロボットの取扱い拡充（無軌道自動搬送車など） ◆ IoT搭載機器の拡大とIoT関連商材の開拓へ向けた取組み

◆ 環境・エネルギーソリューション事業の業績指標と主な実績・施策

環境・エネルギーソリューション事業の業績指標		主な実績・施策
2020年3月期売上高目標 200億円 2018年3月期売上高実績 190億円		【主な実績】 ◆ 太陽光発電出力制御ユニットの開発及び蓄電池・パワーコンディショナの拡販 ◆ エネルギーの自家消費対応へ蓄電池提案 ◆ 農地におけるソーラーシェアリング提案 ◆ 東南アジアの工場へ省エネ設備導入 【施策】 ◆ 電気自動車対応蓄電池の提案強化 ◆ ZEH・ZEBへの対応 ◆ 各企業のESGに対する関心・ニーズに応えるソリューション提案

◆ 新流通事業の業績指標と主な実績・施策

新流通事業の業績指標		主な実績・施策
2020年3月期売上高目標 130億円 2018年3月期売上高実績 96億円		【主な実績】 ◆ 新ECサイト「Growing Navi」稼働 【施策】 ◆ 幅広い分野の多様な商品ラインナップと多様な検索機能により業務の効率化を図り、トレードビジネスを拡大

◆ レジリエンス&セキュリティ事業の業績指標と主な実績・施策

レジリエンス&セキュリティ事業の業績指標		主な実績・施策
2020年3月期売上高目標	190億円	【主な実績】 (レジリエンス) ◆ 防災関連P B商品の開発 ◆ 耐震診断、商材販売及び補修工事 ◆ 持ち運び可能な蓄電池の拡販 ◆ 事業継続の取組みを継続的に行っている企業に与えられる「レジリエンス認証」を取得 (セキュリティ) ◆ 建設現場向けのセキュリティ商品の提案 【施策】 ◆ 新たな販売チャネルの開拓 ◆ 新商材の発掘・展開 ◆ 「環境+防災+IoT」を活用したインフラ商材など新商品の開発
2018年3月期売上高実績	150億円	

◆ 次なる成長事業の発掘・育成

◆ 新市場への挑戦

これまでコア事業で扱ってきた商品・サービスを農業分野や介護・医療分野など、当社にとって新しいマーケットへ展開

◆ 次なる成長事業の発掘・育成

新たに設けた新事業開発部を中心に、スピード感をもって新事業を発掘・育成

- ・新ECサイト「Growing Navi」稼働による生産性の向上を図るとともに、「ものづくり」や「くらし」分野におけるコーディネーター的存在として、提案営業力を強化
- ・当社が培ってきた商品力、ネットワーク、知見など総合力を活かし、次世代農業用ロボット開発コンソーシアムに参画



経営基盤の強化

経営基盤の強化につきましては、次期経営層の育成プログラムや女性活躍検討プロジェクトを始動させ、マネジメントや成長事業を担う人材の増強・育成を推進しております。また、新ECサイト「Growing Navi」強化の二次開発や生産性向上に向けた営業支援ソールの導入を加速させるなど、積極的な情報インフラ投資を進めてまいります。さらに、自己資本の充実と内部統制の機能強化を推進し、「ESG」「SDGs」の取組みに向けた体制を構築するなど経営基盤の強化を図ってまいります。

当社グループはこれらの施策を通じ、お取引先さまと「ともに」成長分野・事業を開拓し、「ともに」成長する当社グループのありたい姿の具現化のため、「機能強化」と「成長事業の再強化」を追求し、コア事業と成長事業の双方で稼ぐ収益構造への改革を目指す中期経営計画「Growing Together 2020」目標達成に向け邁進し、業界トップレベルの収益構造を持つ複合専門商社グループへの成長を目指す「コアビジョン360」を実現してまいります。

10 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
国内	(株) 国 興	484 百万円	100.0	機械・工具・電子機器等の販売
	ユ ア サ テ ク ノ (株)	301	100.0	工作機械の販売
	ユ ア サ プ ロ マ テ ッ ク (株)	305	100.0	FA関連機器・工具等の販売
	ユ ア サ ク オ ビ ス (株)	352	100.0	住宅設備・建設資材の販売及び設置工事の請負
	(株) マ ル ボ シ	100	97.6	バルブ・パイプ・継手等配管資材の販売
	浦 安 工 業 (株)	150	※100.0	空調設備・給排水衛生設備・消防設備の工事
	ユ ア サ 木 材 (株)	270	100.0	木材製品・合板の販売
	ユ ア サ 燃 料 (株)	80	100.0	石油製品の販売
海外	ユ ア サ プ ラ イ ム ス (株)	450	100.0	生活関連商品の販売
	湯 浅 商 事 (上 海) 有 限 公 司	2,200 千US\$	100.0	機械設備等の販売
	YUASA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	101 百万THB	100.0	機械設備・周辺機器の販売
	PT.YUASA SHOJI INDONESIA	849,000 千IDR	※100.0	機械設備・周辺機器の販売
	Y U A S A - Y I , I N C .	10 US\$	100.0	工作機械の販売

(出資比率については、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。)

- (注) 1 当社の当連結会計年度末における連結対象子会社は上記の重要な子会社13社を含め27社であり、持分法適用会社は1社であります。
2 ※の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。

11 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

部門別区分	主な事業内容
産 業 機 器	工具・産業設備・機材・制御機器・物流機器の販売
工 業 機 械	工業機械・工業機器の販売
住 設 ・ 管 材 ・ 空 調	管材・空調機器・住宅設備・住宅機器の販売、建設工事の設計監理及び請負、宅地建物取引
建 築 ・ エ ク ス テ リ ア	建築資材、景観・エクステリア・土木資材等の販売
建 設 機 械	建設機械・資材の販売及びリース・レンタル
エ ネ ル ギ ー	石油製品の販売
そ の 他	生活関連商品、木材製品の販売

12 主要な拠点等 (2018年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都千代田区神田美土代町7番地														
名称					所在地			名称					所在地		
支社	関東支社				東京都千代田区			東北支社				仙台市宮城野区			
	関西支社				大阪市中央区			北関東支社				さいたま市北区			
	中部支社				名古屋市名東区			中国支社				広島市中区			
	北海道支社				札幌市白石区			九州支社				福岡市博多区			
支店	郡山支店				福島県郡山市			岡崎支店				愛知県岡崎市			
	新潟支店				新潟市中央区			北陸支店				富山市			
	長野支店				長野市			京都支店				京都市伏見区			
	千葉支店				千葉市美浜区			姫路支店				兵庫県姫路市			
	横浜支店				横浜市西区			岡山支店				岡山市北区			
	静岡岡支店				静岡市葵区			四国支店				香川県高松市			

(注) 上記のほか、国内に営業所が11カ所あります。

(2) 子会社

国内	会社名		所在地		会社名		所在地	
	(株) 国興		長野県諏訪市		浦安工業(株)		東京都墨田区	
国内	ユアサテクノ(株)		東京都千代田区		東洋産業(株)		千葉県若葉区	
	ユアサプロマテック(株)		東京都千代田区		ユアサマクロス(株)		埼玉県行田市	
	ユアサクオビス(株)		東京都千代田区		ユアサ燃料(株)		名古屋市名東区	
	(株) マルボシ		大阪市西区		ユアサプライムス(株)		東京都中央区	
	(株) サンエイ		横浜市戸塚区		ユアサ木材(株)		東京都千代田区	
	フシマン商事(株)		札幌市北区		ユアサビジネスサポート(株)		東京都千代田区	
	友工商事(株)		大阪市中央区					

	会社名	所在地
海外	湯浅商事（上海）有限公司	中国 上海市
	深圳国孝貿易有限公司	中国 深圳市
	國孝（香港）有限公司	中国 香港特別行政区
	YUASA TRADING (TAIWAN) CO., LTD.	台湾 台北市
	YUASA TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市
	PT. YUASA SHOJI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ特別市
	YUASA MECHATRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
	YUASA TRADING (PHILIPPINES) INC.	フィリピン マカティ市
	YUASA TRADING VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン市
	YUASA TRADING INDIA PRIVATE LIMITED	インド ハリヤナ州
	YUASA-YI, INC.	米国 イリノイ州
	YUASA SHOJI MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ レオン市

13 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

部門別区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
産 業 機 器	284	△1
工 業 機 械	420	16
住 設 ・ 管 材 ・ 空 調	723	30
建 築 ・ エ ク ス テ リ ア	120	△26
建 設 機 械	105	0
エ ネ ルギ ー	61	△1
そ の 他	132	20
全 社 (共 通)	170	22
合 計	2,015	60

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 臨時従業員は含んでおりません。
3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
932名	36名増	38.6歳	13.3年

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 臨時従業員は含んでおりません。

14 主要な借入先及び借入額 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	814
株 式 会 社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	508
株 式 会 社 り そ な 銀 行	508
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	508

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

- (注) 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は2018年4月1日付で商号を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更しております。

2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数

40,000,000株
- 2 発行済株式の総数

23,155,882株（自己株式1,012,877株を含む）
- 3 株主数

8,086名
- 4 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,430	10.97
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	837	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	823	3.71
ユアサ炭協持株会	728	3.29
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	650	2.93
西部ユアサやまずみ持株会	596	2.69
株式会社三井住友銀行	594	2.68
東部ユアサやまずみ持株会	566	2.55
ダイキン工業株式会社	452	2.04
ユアサ商事社員持株会	445	2.01

(注) 1 千株未満は切り捨てて表示しております。

2 持株比率については、自己株式を控除して算出し小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

3 当社は自己株式1,012千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

4 上記信託銀行持株数のうち、当該信託銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

2,430千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

823千株

5 その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度中にストック・オプションに係る新株予約権の権利行使により、自己株式を67,400株処分しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2018年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐 藤 悦 郎	
代表取締役社長	田 村 博 之	
常 務 取 締 役	佐野木 晴 生	経営管理部門統括兼地域・グループ担当兼輸出管理委員会委員長兼倫理・コンプライアンス委員会委員長兼内部統制委員会委員長
常 務 取 締 役	田 中 謙 一	住環境マーケット事業本部長兼建設事業統括兼東部住環境本部長
取 締 役	白 井 良 一	住環境グループ管掌兼建設事業管掌兼ユアサプライムス㈱代表取締役会長（非常勤）兼ユアサクオビス㈱代表取締役会長（非常勤）兼浦安工業㈱代表取締役会長（非常勤）
取 締 役	高知尾 敏 之	工業マーケット事業本部長兼海外事業推進担当兼㈱国興代表取締役会長（非常勤）
取 締 役	鈴 木 道 広	建設マーケット事業本部長
取 締 役	高 橋 宣 善	経営管理部門副統括兼総合企画部長兼営業支援室長兼IT基盤推進室長
社 外 取 締 役	前 田 新 造	㈱資生堂相談役 ㈱東芝社外取締役
社 外 取 締 役	灰 本 栄 三	㈱イチネンジコー代表取締役社長
監査役（常勤）	宮 崎 明 夫	
監査役（常勤）	水 町 一 実	
社 外 監 査 役	鶴 田 進	弁護士 土屋総合法律事務所パートナー
社 外 監 査 役	下 村 英 紀	税理士 下村英紀税理士事務所所長 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授

- (注) 1 取締役のうち、前田新造及び灰本栄三の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役のうち、鶴田進及び下村英紀の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 代表取締役会長及び社外取締役を除く全取締役は執行役員を兼務しております。
4 監査役宮崎明夫氏は、当社内の経理部門で長年にわたる経理業務、経営管理業務に関する経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5 監査役水町一実氏は、当社内の経理部門、当社及び子会社の経営管理部門で長年にわたる経理業務、経営管理業務に関する経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6 監査役下村英紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7 当社は、取締役前田新造、同灰本栄三の両氏及び監査役鶴田進、同下村英紀の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8 2018年4月1日付で、次のとおり取締役の異動がありました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
佐野木 晴 生	専務取締役 執行役員 経営管理部門統括兼地域・グループ担当兼輸出管理委員会委員長兼倫理・コンプライアンス委員会委員長兼内部統制委員会委員長
田 中 謙 一	常務取締役 執行役員 住環境マーケット事業本部長兼建設事業統括兼ユアサプライムス㈱代表取締役会長（非常勤）兼ユアサクオビス㈱代表取締役会長（非常勤）
白 井 良 一	取締役 執行役員 社長特別補佐

2 取締役及び監査役の報酬等の額

	人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	289百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	46百万円 (12百万円)
合計	15名	335百万円

- (注) 1 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、株主総会における決議により、以下のとおり定められております。
- ①取締役
 - 年額260百万円以内（2007年6月28日開催の第128回定時株主総会決議）とは別枠で、ストック・オプションとして新株予約権による報酬年額70百万円以内（2008年6月27日開催の第129回定時株主総会決議）。
 - ②監査役
 - 年額60百万円以内（2007年6月28日開催の第128回定時株主総会決議）とは別枠で、ストック・オプションとして新株予約権による報酬年額15百万円以内（2008年6月27日開催の第129回定時株主総会決議）。
 - 2 社外取締役に対しては新株予約権を付与しておりません。
 - 3 2013年度から社外監査役に対しては新株予約権を付与しておりません。
 - 4 2014年度から監査役に対しては新株予約権を付与しておりません。
 - 5 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等86百万円（賞与を含む）は含まれておりません。
 - 6 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 - ①ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（社外取締役を除く）39百万円）。
 - ②当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）8名に対する役員賞与引当金計上額79百万円。
 - 7 当社は、2008年6月27日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給し、各人の退任時に支払うことを同株主総会において決議しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ①社外取締役前田新造氏は、株式会社資生堂の相談役及び株式会社東芝の社外取締役を務めております。当社及び当社グループと株式会社資生堂及びその連結子会社との間には取引関係等はありません。なお株式会社東芝及びその連結子会社との間に取引関係がありますが、その取引金額は当社の2018年3月期連結売上高の1%未満及び株式会社東芝の2018年3月期の連結売上高の1%未満であります。
- ②社外取締役灰本栄三氏は、株式会社イチネンホールディングスの事業会社である株式会社イチネンジコーの代表取締役社長を務めております。当社及び当社グループは株式会社イチネンホールディングスの事業会社との間に取引関係がありますが、その取引金額は、当社の2018年3月期連結売上高の1%未満及び株式会社イチネンホールディングスの2018年3月期連結売上高の2%未満であります。
- ③社外監査役鶴田進氏は、土屋総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、法律相談等の案件は同事務所の別の弁護士に依頼しており、同氏が弁護士の立場で当社の法律相談等の対応はしておりません。また当社は、同弁護士事務所に対して弁護士報酬を支払っておりますが、当該報酬の額は、同弁護士事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではありません。
- ④社外監査役下村英紀氏は、下村英紀税理士事務所所長であり、明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授ですが、当社及び当社グループと兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

社外取締役前田新造、同灰本栄三の両氏及び社外監査役鶴田進、同下村英紀の両氏とも、特定関係事業者との関係について記載すべき事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	氏名	主な活動状況
社外取締役	前 田 新 造	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、主に経営者として企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜発言を行い、独立した立場からの監督・助言機能を果たしております。
	灰 本 栄 三	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に経営者として企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜発言を行い、独立した立場からの監督・助言機能を果たしております。

	氏名	主な活動状況
社外監査役	鶴 田 進	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回のそれぞれ全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
	下 村 英 紀	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回のそれぞれ全てに出席し、主に学識経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役前田新造、同灰本栄三の両氏及び社外監査役鶴田進、同下村英紀の両氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

東陽監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	45百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 当社の子会社のうち、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けているものがあります。

3 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の解任または再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備に向けて内部統制システムの基本方針を次のとおり取締役会で決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループにおける経営理念、倫理方針及び行動規範を制定し、代表取締役社長が率先垂範してこれを実行し、繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ②代表取締役社長の直轄組織とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、その委員長は代表取締役社長が取締役の中から選定し委嘱する。倫理・コンプライアンス委員会は、社内研修等を活用してその実効性を高めるとともに、内部監査室と共同して遵守状況をモニタリングするなど、当社グループを網羅的に横断する倫理・コンプライアンス体制を整備する。
- ③当社グループの取締役または使用人が法令、定款、諸規則等に違反しもしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、速やかに倫理・コンプライアンス委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士、監査役等に直接相談・報告することを可能とする窓口（ホットライン）を常設するとともに、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。相談・報告を受けた倫理・コンプライアンス委員会等は、その内容を調査し、再発防止策を講じるとともに、重要な案件については代表取締役社長を通じて取締役会に報告する。
- ④特に反社会的勢力への対応については、行動規範において、関係の遮断を宣言するとともに、対応マニュアルを作成し、社内研修等を通じて社員に周知し、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底する。外部からのアプローチは倫理・コンプライアンス委員会において掌握するとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し、情報収集に努め、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。
- ⑤法令、定款、諸規則等に違反する行為があった場合は、人事委員会がその処分を審議・決定する。
- ⑥正確で信頼性のある財務報告を作成するため、財務報告に係る内部統制についての基本方針を定め、当社グループにおいてその整備・運用を推進するとともに、適正な財務報告を作成し、有効性の評価を行い、会計監査人の監査を受け、その承認のもと、所管官庁に「内部統制報告書」を提出し、縦覧に供する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者として経営管理部門管掌取締役を定め、当該取締役が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスクに関する統括責任者（以下「リスク管理統括責任者」という）として経営管理部門管掌取締役を定め、想定されるリスクごとに、発生時における迅速かつ適切な情報伝達と緊急事態対応体制を整備する。
- ②リスク管理統括責任者は、倫理・コンプライアンス委員会を主宰し、その傘下にリスクの区分に応じたスタッフを配置し、関連する社内諸規則・通達等に基づき当社グループの事業活動から生じるさまざまなリスクの把握、情報収集、予防対策の立案、啓蒙を行うなどリスクを網羅的・横断的に管理するとともに、具体的な発生事例に基づき評価を行い、管理体制の改善を図る。
- ③海外取引、とりわけ輸出取引に関するコンプライアンスの向上を図るため、輸出関連法規の遵守に関する内部規程として安全保障輸出管理基本規程を制定し、輸出管理委員会が責任部署として啓蒙、監視活動に当たる。
- ④リスク管理統括責任者は、必要に応じてリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ⑤大規模災害や新型インフルエンザの発生など、当社グループに著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業継続計画（BCP）を策定し、事業中断を最小限にとどめ、事業継続マネジメント体制の整備に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ②取締役会は、3カ年を期間とする中期経営計画を策定するとともに、当該計画に基づき毎期6カ月ごとに連結予算大綱を策定し、マーケット事業本部・本部・事業部・連結子会社ごとの業績予算を決定する。
- ③各部門及び子会社を管掌する取締役は、各部門及び子会社が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- ④経営会議及びマーケティング戦略会議を設置し、取締役会への上程議案、重要な会社の政策・方針・目標等の策定に関する審議を行うほか戦略・方針に係る指示・命令事項の伝達及び業績報告等を行う。
- ⑤ITを活用した経営管理・業績管理システムを構築し、月次・四半期・通期の業績管理データを迅速に取締役会に報告する。
- ⑥取締役会は、毎月、結果を評価し、担当取締役・執行役員等に予算と実績の乖離の要因を分析させるとともに、効率化を阻害する要因を排除・低減するための改善策を実施させ、必要に応じて目標を修正する。また、各部門を管掌する取締役は、必要に応じて各部門が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を改善する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①子会社ごとの各所管本部・事業部のもと、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社運営規程に基づき管理を行い、一定の基準を上回る決裁事項及び報告事項については、当社に決裁を求めまたは報告することを義務づける。

- ②主要な子会社の取締役または監査役を当社から派遣するとともに、子会社ごとに選任された取締役が子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務及び財産の状況を監査する。
- ③関連事業部、倫理・コンプライアンス委員会、内部統制委員会は、当社の取締役、所管部門と共同して内部統制の実効性を高めるため、グループ企業の指導・支援を行う。
- ④当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、マーケティング戦略会議、関係会社決算報告会等において定期的に報告を受ける。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くことができるものとし、当該スタッフを配置した場合、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。なお、その人事異動・評価については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において事業及び財務の状況等の報告を定例的に行う。
- ②内部監査室は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。
- ③当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款・諸規則等に違反する行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、リスク管理に関する重要な事項、ホットラインにより相談・報告された事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には速やかに監査役に報告する。
- ④取締役及び使用人は、主要な稟議書等の決裁書類を監査役に回付する。
- ⑤子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、これらの報告を受けた者は速やかに監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設け、実効的な監査体制の確保を図る。
- ②監査役は、内部監査室との連携により相互に補完しあい、実効的な監査体制の強化を図る。
- ③監査役は、子会社の監査役との情報交換を緊密に行い、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。
- ④監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び社員各々の行動と企業活動の前提とするため、経営理念、倫理方針及び行動規範を制定しており、代表取締役社長が自ら率先垂範してこれらを実行し、法令及び社会倫理の遵守を徹底いたしました。また、当社ホームページにこれらを掲載するとともに、広範な認知と海外を含むグループ全社に対する啓蒙活動に努めました。
- ②内部監査室、内部統制委員会は、内部監査に係る諸規則等に従い、グループ会社を含め組織横断的に、法令・定款・諸規則等の遵守状況など、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを行いました。
- ③倫理・コンプライアンス委員会はすべての当社グループ従業員を対象としたアンケートを順次実施し、コンプライアンス体制の現状把握と強化に向けた取り組みを行っております。
- ④倫理・コンプライアンス体制の適用範囲を海外関係会社（現地法人）まで拡大するとともに、倫理・コンプライアンスマニュアルの英語訳などを作成・配付し、啓蒙活動の強化を推進しております。
- ⑤当社グループの取締役または社員が法令、定款、諸規則等に違反もしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、速やかに倫理・コンプライアンス委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士、監査役等に直接相談・報告することを可能とする窓口（ホットライン）を常設するとともに、当該報告をしたことを理由に通報者が不利な取扱いを受けないことを保障する旨を内部通報要領において明確に定め運用しております。なお、内部通報の概要については取締役会で適宜報告されております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・定款・諸規則等に基づき文書を保管するとともに、保管された文書は電磁的に記録されたものを含めて閲覧できる体制を整えており、特に法定書類である株主総会、取締役会及び監査役会の議事録等は法定備置期間である10年を超えた永久保管としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営管理部門統括をリスク管理統括責任者と定め、当社グループのリスク管理体制を整備しております。
- ②倫理・コンプライアンス体制の適用範囲を海外関係会社（現地法人）まで拡大し、グローバルで組織横断的な体制の構築に努めました。

- ③輸出関連の業務を行う輸出管理室は、ユアサコンプライアンスプログラムの遵守の啓蒙活動を行うなど輸出管理の強化に努めております。
- ④社会情勢の変化に鑑みリスク管理体制の見直しを進めるとともに、代表取締役社長の指揮のもと独立した組織として環境・レジリエンス委員会を設置いたしました。本委員会は、当社及びグループ会社の役員、従業員が、事業活動を通じて地球環境の維持、改善及び事業継続に向けた活動を推進していく上での環境教育、広報・啓蒙活動及び管理体制の確立を図るものとし、グループ会社を含めたワークショップなどを通じて、機能的な計画策定に努めました。なお、当社はこれらの活動を通じ、2018年3月に「国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）」を取得いたしました。
- ⑤グループ会社の統制強化を推進し、業務上のリスク排除及び業務効率の改善を図りました。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、当事業年度に14回開催され、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督並びに取締役の業務の執行状況の報告等が行われ、効率的・機動的に開催されております。
- ②取締役会全体の実効性の分析・評価により、問題点の改善等の適切な措置を講じ、取締役会の機能強化を図っております。
- ③社外取締役を含むすべての取締役を対象として、取締役会の評価に係るアンケートを2017年4月に実施し、評価結果の概要をコーポレート・ガバナンス報告書において開示いたしました。評価結果を受け、取締役会が効率的かつ的確な運営が行われていると認識しておりますが、より効率的な運営を目指しております。

（５）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①内部統制委員会、内部監査室、監査役及び関連事業部は相互に連携しグループ内部統制システムの強化に取り組んでおります。
- ②倫理・コンプライアンス委員会は、各国の状況に合わせた倫理・コンプライアンスマニュアルを順次策定し、広範な認知と海外を含むグループ全社に対する啓蒙活動に努めました。
- ③海外現地法人の統制強化のため、内部統制委員会、内部監査室、監査役及び関連事業部が海外現地法人に出向き、調査・指導等を行ったほか海外の会社法制や金融法制を注視し、適法性を担保するため、内部統制委員会、内部監査室、監査役及び関連事業部が連携し情報収集をするとともに、的確な対応を進めました。

（６）監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

スタッフを1名配置し、より実効的な監査体制の強化を図っております。なお、その評価については、常勤監査役2名が考課を行っております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役の職務の執行は、取締役会において定期的に報告されるとともに、監査役にもあわせて報告されており、常勤監査役は、重要な業務執行が審議される経営会議に出席しております。また、常勤監査役はオブザーバーとして内部統制委員会に毎回出席するとともに、内部監査室とも緊密に情報交換を行い、コンプライアンスの遵守状況のモニタリング機能の強化を図っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設け、実効的な監査体制の確保を図っております。
- ②監査役は、内部監査室との連携により相互に補完しあい、実効的な監査体制の強化を図っております。
- ③監査役は、国内グループ企業の監査役並びに主要な海外グループ企業の会計監査法人との情報交換を緊密に行うとともに、国内グループ会社監査役連絡会を定期的に開催し、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。
- ④監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行い必要に応じて意見の交換、情報の聴取並びに監査に立ち会うなど連携を図っております。

3 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社企業価値の源泉について

当社は、「誠実と信用」「進取と創造」「人間尊重」を経営理念として、顧客第一とする経営で堅実に業容を拡大し、工場関連分野及び住宅・建築・建設分野の業界No.1のインキュベーターとして、仕入先様、販売先様との長年にわたる堅い信頼関係を構築してまいりました。当社の企業価値は、このようにして長年にわたって培ってきた堅い信頼関係にその源泉を有すると考えております。

(2) 基本方針の内容について

当社は、当社株式について大量取得を目的に買付けがなされる場合、または当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされる場合、それに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるものと考えております。

また、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的に向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件より有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものが存する可能性があります。

当社は、このような大規模な買付行為等を行う者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される範囲において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための適切な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは、2026年の創業360周年を見据えた「コアサビジョン360」の実現のための第1ステージとして、「コア事業の機能強化」と「成長事業の再強化」を柱とする中期経営計画「Growing Together 2020」を2017年3月に策定し、業界トップレベルの収益構造を持つ複合専門商社グループへと成長を目指して、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ります。

なお、当社は、いわゆる「買収防衛策」を現時点では導入しておりませんが、株主、投資家の皆さまから負託された責務として、当社の株式取引や異動の状況を注視し、当社株式を大量取得しようとする者が出現した場合には、社外の専門家等を中心とする委員会を設置し、当該買収提案の評価や買付者との交渉を行うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の可否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えます。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の株式の大量取得を目的とする買付けについては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しておりますが、上記の基本方針に照らし具体的な対抗措置が必要な場合は、次の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ①当該措置が上記基本方針に沿うものであること
- ②当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ③当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来より業績に応じた適正かつ安定的な配当を重要な経営課題のひとつと位置づけ、財務体質の強化や成長戦略に基づく内部留保の充実との均衡ある配当政策を基本方針としております。この基本方針に基づき、株価の動向や財務状況等を考慮しながら有効な利益還元策としての自己株式の取得などを含めた機動的な配当政策を実施し、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう努力してまいります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

このような基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、2018年5月11日開催の取締役会決議により、1株当たり10円増配し、60円とさせていただきます。なお、年間配当金は2017年12月に実施した中間配当金50円と合わせて110円となります。この結果、連結での株主還元率は29.5%となります。

また、次期の配当につきましては、1株当たり中間配当金60円、期末配当金70円の1株当たり年間配当金は130円（連結株主還元率31.4%）とさせていただきます予定です。

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	193,890
現金及び預金	36,428
受取手形及び売掛金	126,930
電子記録債権	13,414
たな卸資産	13,392
繰延税金資産	972
その他の	2,857
貸倒引当金	△105
固定資産	42,250
有形固定資産	13,401
賃貸用固定資産	225
建物及び構築物	2,717
機械及び装置	451
工具、器具及び備品	716
土地	9,073
リース資産	217
建設仮勘定	0
無形固定資産	5,588
のれん	1,702
その他の	3,886
投資その他の資産	23,260
投資有価証券	12,783
長期金銭債権	1,693
退職給付に係る資産	5,454
繰延税金資産	232
その他の	3,751
貸倒引当金	△655
資産合計	236,141

負債の部	
科目	金額
流動負債	156,697
支払手形及び買掛金	122,987
電子記録債務	19,228
短期借入金	3,138
リース債務	171
未払法人税等	1,793
賞与引当金	2,192
役員賞与引当金	80
その他の	7,106
固定負債	7,266
リース債務	175
繰延税金負債	3,827
役員退職慰労引当金	92
退職給付に係る負債	644
その他の	2,526
負債合計	163,964
純資産の部	
科目	金額
株主資本	64,458
資本金	20,644
資本剰余金	6,765
利益剰余金	38,257
自己株式	△1,209
その他の包括利益累計額	7,202
その他有価証券評価差額金	4,790
繰延ヘッジ損益	△24
為替換算調整勘定	△13
退職給付に係る調整累計額	2,449
新株予約権	497
非支配株主持分	18
純資産合計	72,177
負債及び純資産合計	236,141

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	内訳	金額
売上高		461,749
売上原価		417,880
売上総利益		43,868
販売費及び一般管理費		32,465
営業利益		11,402
営業外収益		
受取利息	1,304	
受取配当金	220	
その他の	322	1,847
営業外費用		
支払利息	966	
その他の	133	1,100
経常利益		12,149
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	30	
抱合せ株式消滅差益	27	59
特別損失		
固定資産除却損	18	
減損損失	47	66
税金等調整前当期純利益		12,142
法人税、住民税及び事業税		3,556
法人税等調整額		321
当期純利益		8,264
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		8,261

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017年4月1日期首残高	20,644	6,775	32,207	△1,284	58,341
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,211		△2,211
親会社株主に帰属する当期純利益			8,261		8,261
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		11		80	91
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）		△20			△20
連結会計年度中の変動額合計	－	△9	6,050	75	6,116
2018年3月31日期末残高	20,644	6,765	38,257	△1,209	64,458

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2017年4月1日期首残高	3,335	△8	△70	2,645	5,902	499	100	64,844
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,211
親会社株主に帰属する当期純利益								8,261
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								91
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）								△20
連結会計年度中の変動額合計	1,454	△15	57	△195	1,300	△1	△82	1,217
2018年3月31日期末残高	4,790	△24	△13	2,449	7,202	497	18	72,177

計算書類

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	169,779
現金及び預金	30,714
受取手形	41,544
電子記録債権	9,118
売掛金	76,552
たな卸資産	8,373
短期貸付金	1,151
未収入金	1,223
繰延税金資産	689
その他の資産	562
貸倒引当金	△150
固定資産	43,931
有形固定資産	8,746
建物及び構築物	1,719
機械及び装置	461
工具、器具及び備品	597
土地	5,837
リース資産	129
建設仮勘定	0
無形固定資産	3,398
借地権	574
ソフトウェア	2,810
その他の無形資産	13
投資その他の資産	31,787
投資有価証券	10,925
関係会社株式	14,888
関係会社出資金	234
長期金銭債権	1,484
差入保証金	2,641
その他の資産	2,047
貸倒引当金	△434
資産合計	213,711

負債の部	
科目	金額
流動負債	148,136
支払手形	29,097
電子記録債務	16,083
買掛金	79,625
短期借入金	3,117
リース債務	111
未払法人税等	1,573
預り金	12,592
賞与引当金	1,440
役員賞与引当金	79
その他の負債	4,414
固定負債	4,361
リース債務	22
繰延税金負債	1,940
その他の負債	2,398
負債合計	152,497
純資産の部	
科目	金額
株主資本	56,518
資本金	20,644
資本剰余金	6,790
資本準備金	6,777
その他の資本剰余金	12
利益剰余金	30,293
その他の利益剰余金	30,293
特別償却準備金	191
繰越利益剰余金	30,102
自己株式	△1,209
評価・換算差額等	4,197
その他有価証券評価差額金	4,219
繰延ヘッジ損益	△22
新株予約権	497
純資産合計	61,214
負債及び純資産合計	213,711

損益計算書
(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	内訳	金額
売上高		381,970
売上原価		354,566
売上総利益		27,404
販売費及び一般管理費		19,343
営業利益		8,061
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	1,583	
仕入割引	1,178	
その他の	316	3,101
営業外費用		
支払利息	189	
売却割引	819	
その他の	100	1,109
経常利益		10,052
特別利益		
投資有価証券売却益	19	19
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	38	
関係会社株式評価損	52	90
税引前当期純利益		9,981
法人税、住民税及び事業税		2,399
法人税等調整額		254
当期純利益		7,327

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
2017年4月1日期首残高	20,644	6,777	1	247	24,929	△1,284	51,315
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の取崩				△55	55		－
剰余金の配当					△2,211		△2,211
当期純利益					7,327		7,327
自己株式の取得						△4	△4
自己株式の処分			11			80	91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	11	△55	5,172	75	5,203
2018年3月31日期末残高	20,644	6,777	12	191	30,102	△1,209	56,518

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2017年4月1日期首残高	2,928	△8	2,919	499	54,734
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩					－
剰余金の配当					△2,211
当期純利益					7,327
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	1,291	△13	1,277	△1	1,276
事業年度中の変動額合計	1,291	△13	1,277	△1	6,479
2018年3月31日期末残高	4,219	△22	4,197	497	61,214

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

ユアサ商事株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	野 口 准 史 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	石 戸 喜 二 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宝 金 正 典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユアサ商事株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユアサ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

ユアサ商事株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	野 口 准 史 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	石 戸 喜 二 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宝 金 正 典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユアサ商事株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

ユアサ商事株式会社 監査役会

監査役（常勤）	宮	崎	明	夫	印
監査役（常勤）	水	町	一	実	印
社外監査役	鶴	田		進	印
社外監査役	下	村	英	紀	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

住友不動産神田ビル 3 階 ベルサール神田

東京都千代田区神田美土代町 7 番地

開催日時

2018年6月22日（金曜日） 午前10時

（受付開始 午前9時）

交通の
ご案内

- 地下鉄……小川町駅（都営新宿線） B 6 番出口より徒歩約 2 分
- 淡路町駅（丸ノ内線） B 6 番出口より徒歩約 2 分
- 新御茶ノ水駅（千代田線） B 6 番出口より徒歩約 2 分
- 神田駅（銀座線） 4 番出口より徒歩約 6 分
- 大手町駅（丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線） C 1 番出口より徒歩約 8 分
- J R 線……神田駅（中央線・山手線・京浜東北線）北口より徒歩約 7 分



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。